

2022 年度 秋 学 期

早 稲 田 大 学 法 学 部 試 験 問 題

科目名	国際民事訴訟法 I	授業時限	2 時限
試験日時	1 月 24 日	担当教員	道垣内 正人

答案の書き方		鉛筆使用	可	試験時間	60 分間
	横書				
持込許可物	なし				

1. 原告 X(日本在住の日本人)は、日本国内で自動車を始動させようとしたところ、当該自動車は一挙にスピードを上げて歩行者 A らを死傷させる事故を起こした。当該自動車はドイツのメーカー被告 Y が製造し、日本に輸出したものであって、X はこれをディーラーである日本法人 B から購入したものであった。X は、A ら及びその遺族に対する損害賠償を履行した後、Y に対して事故原因はこの自動車の欠陥によるものであると主張し、日本の裁判所に製造物責任に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。本案の争いに先立ち、国際裁判管轄が争われ、X 側は日本は不法行為地であり、民事訴訟法 3 条の 3 第 8 号により国際裁判管轄が認められると主張しているのに対して、Y は、同じ型の自動車では他に欠陥があるとの情報はなく、製造物責任という主張は事実無根であり、不法行為でない以上、日本が不法行為地であることを管轄原因とする日本の裁判所の国際裁判管轄はないと主張している。あなたが日本の裁判所の裁判官であるとして、どのように判断するか。

2. カリフォルニア州の裁判所は同州法人 X を原告とし、日本法人 Y を被告とする不法行為に基づく金銭支払いを求める訴えにつき、Y は X に、実損額の賠償として 50 万ドル、懲罰的損害賠償として 150 万ドル、計 200 万ドルを支払うよう命ずる判決を下した。ここまでは、下記(1)と(2)とで共通の事実関係であるが、これ以降の事実関係は異なっている。

(1) X が Y に対して、このカリフォルニア州判決に基づく執行判決請求訴訟を日本の裁判所に申し立てた場合、あなたが日本の裁判所の裁判官であるとして、どのように判断するか。

(2) X は、カリフォルニア州内の Y の財産に対して強制執行の申し立てをし、同州の裁判所をこれを認め、Y は 200 万ドル全額を手にした。これに対して、Y は、日本の裁判所において、X に対する不当利得返還請求訴訟を提起した。あなたが日本の裁判所の裁判官であるとして、どのように判断するか。